

その他

粗大ごみ有料回収

収集日 4月4日・11日・18日・25日の月曜日の午後各日先着6人)
 収集品目 家具・自転車など
 収集制限 各家庭4点以内
 料金 1kg当たり33円(消費税込み)
 申し込み・問い合わせ 3月22日(火)から電話で清掃センター(☎28305)へ

烏川オートキャンプ場オープン

期間 4月9日(土)～12月18日(日)
 使用料 ▼1泊(午後1時～翌日午前11時)11サイト3300円(10人まで利用可能)
 ▼日帰り(午前9時～午後4時)11サイト2200円(20人まで利用可能)
 ※市内在住・在勤・在学以外の人は、高校生以上1人5500円を加算します
 その他 ▼テント・食料品・キャンプ用具などは持参してください▼アイス・ジュース・炭の販売を行っています▼雨

4月1日から市役所の組織機構の一部を変更します

今回の組織機構の変更では、新たな行政課題に対応しながらより効率的な行政運営を行うため、全体で12部47課93系の体制とします。

令和3年度と比較して、1課(室)2係(1系の統合を含む)の削減、1課1係の新設を行います。
 問い合わせ 企画課(☎40 2424)

【(新)=新設する課係、(変)=一部変更する課係、(廃)=廃止する課係】

部	課	組織(●) および 担当事務(▶)
企画部	(新) 企画課 (本庁舎2階)	●「未来創生係」を新設します ▶地方創生をはじめとした総合企画に対応した業務を行います
	(変) 健康づくり課 (保健センター内)	●「新型コロナウイルスワクチン接種係」を「新型コロナウイルス対策係」に統合します ▶ワクチン接種事業とともに、ウィズコロナ・アフターコロナに対応した業務を行います
健康福祉部	(新) 元気長寿課 (福祉会館2階)	●「元気長寿課」を新設し、係は「長寿福祉係」、「地域包括支援センター」、「指導監査係」の3係とします ▶豊かな長寿社会を実現するための業務を行います
	(変) 介護保険課 (福祉会館2階)	●課名を「介護高齢課」から「介護保険課」に変更し、係は「介護保険係」、「介護認定係」の2係とします ▶介護保険事業に対応した業務を行います
	(廃) 子ども課	●「おにし保育園」の係を廃止します
	(廃) 指導監査室	●課(室)を廃止し、「指導監査係」を元気長寿課に移管します

除け日除けタープテント・鉄板・網・バーベキューコンロは有料で貸し出します
 申し込み・問い合わせ 4月5日(火)から烏川オートキャンプ場(☎40 6902)へ

国民健康保険の加入や脱退の届け出を忘れずに

4月は国民健康保険の加入や脱退が多くなる時期です。資格の異動がある場合、市役所への届け出が必要です。加入日・脱退日の翌日から14日以内に手続きをしてください。
届け出が必要な場合
 加入 ▼退職したとき▼扶養でなくなったとき▼他の市区町村から転入してきたとき▼子どもが生まれたとき(親が国民健康保険の場合)
 脱退 ▼就職したとき▼扶養になったとき▼他の市区町村へ転出するとき
 その他 国民健康保険加入者が修学のために藤岡市から転出するとき
 ※本市の国民健康保険の資格喪失後に誤って保険証を使用した場合、いったん医療費を全額自己負担する場合があります

柔道整復師施術の国民健康保険適用範囲

柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術には国民健康保険証が使える場合と使えない場合があります。
保険の対象
 対象 骨折、脱臼、打撲、捻挫などで、内科的原因によらない疾患。ただし、骨折および脱臼については、医師の同意が必要(応急手当を除く)
 対象外 単なる肩こりや筋肉疲労などに対する施術、仕事や通勤途中の負傷
 その他 施術を受ける場合には、柔道整復師に負傷の原因を正確に伝えてください
 問い合わせ 保険年金課(☎40 2822)

るので注意してください
 問い合わせ 保険年金課(☎40 2822)

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

期間 4月1日(金)～5月31日(火)・土・日曜日、祝日を除く
 会場 市役所税務課・鬼石総合支所鬼石振興課

縦覧できる人 ▼固定資産税の納税者▼納税者と同一世帯の親族▼納税者から委任された代理人
縦覧内容 課税対象の縦覧帳簿のみ縦覧可
 持ってくる物 縦覧者の本人確認書類(運転免許証など)・代理人は委任状・所有が法人の場合は代表者印または委任状
 問い合わせ 税務課(☎40 2228)

固定資産課税台帳の閲覧

期間 通年(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
 会場 市役所税務課・鬼石総合支所鬼石振興課
閲覧できる人 ▼固定資産税の納税者▼納税者と同一世帯の親族▼納税者から委任された代理人▼借地人または借家人▼固定資産を処分する権利のある人
閲覧内容 該当資産のみ閲覧可
手数料 1件(名寄帳5枚まで)300円
 ※4月1日(金)～5月31日(火)は無料(写しが必要な場合は1枚につき10円)
 持ってくる物 閲覧者の本人

問い合わせ 群馬労働局雇用環境・均等室(☎027・896・4739)・商工観光課(☎40 2319)

春の青少年健全育成運動

青少年育成推進員が地域の子どもたちの安全・安心のためのパトロールを行います。
期間 3月15日(火)～4月30日(土)
推進目標 ▼県民総ぐるみで次代を担う子どもたちの健全育成に取り組み「おぜのかみさま県民運動」を推進し、地域と家庭で子どもたちの安全・安心なインターネット利用を考えよう
 ※「おぜのかみさま」は県民に親しみのある「尾瀬」をモチーフにした、青少年がインターネットを安全に使うための7つの約束です▼お(写真を送らない)▼ぜ(絶対に会わない)▼の(個人情報を書き込まない)▼み(有害サイトを見ない)▼さ(出会いを探さない)▼ま(ルールを守る)

改正女性活躍推進法施行

女性活躍推進法の改正により、4月1日から常時雇用する労働者数が101人以上の事業主に、自社の女性の活躍に関する状況把握および課題分析、数値目標を含む行動計画の策定、行動計画の社内周知および外部公表、労働局への届出、自社の女性の活躍に関する情報公表が義務付けられます。(労働者数100人以下の事業主は努力義務)
 女性の職業生活における活躍推進により、優秀な人材の確保や定着、競争力の強化につながることを期待できます。

問い合わせ 生涯学習課(☎22 6888)

イベント

図書館情報

講座・教室

募集

スポーツ

健康福祉

その他